第１　制度の概要・図解

１　合併の意義

本章では、企業合併のうちの株式会社の合併について記載します。合併とは、会社法の定める規定に従って２つ以上の株式会社が合体して１つの会社になる企業統合の一形態です。すなわち、合併は法律上、合体する企業の一方（吸収合併の場合）またはすべて（新設合併の場合）が解散し、その財産が包括的に合併会社に移転し、消滅会社の株主は、存続会社または新設会社の株主となるものです。

２　合併の基本類型

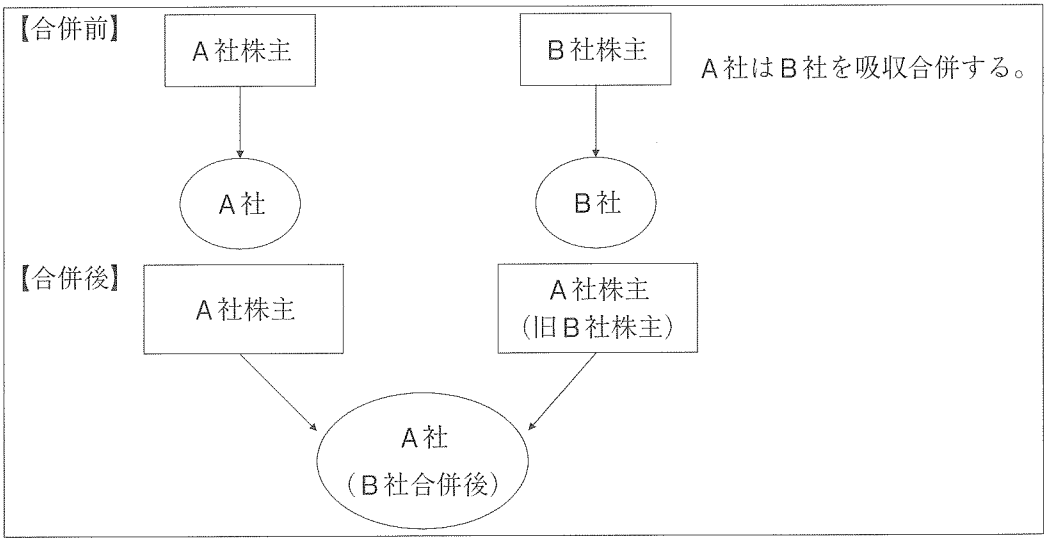
合併には以下の種類があります。

区　　分	内　　容
吸収合併	会社が他の会社とする合併であって、合併により消滅する権利義務の全部を合併後存続する会社に承継させるもの（会社２二十七）
新設合併	二以上の会社がする合併であって、合併により消滅する権利義務の全部を合併により設立する会社に承継させるもの（会社２二十八）

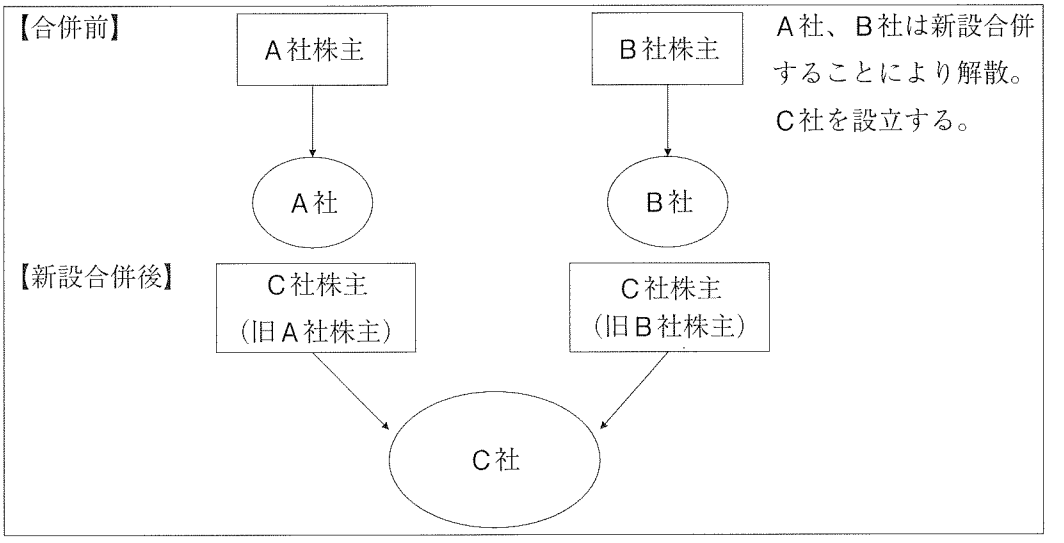
新設合併の場合は、合併当事会社がすべて解散するため営業許可の再取得や不動産の変更登記を合併当事会社すべてについて行う必要があるため、手続の煩雑さを回避し、コストを削減するため吸収合併の形式をとるケースがほとんどです。

合併を図解すれば下記のとおりです。

①　吸収合併



② 新設合併



3　簡易合併と略式合併

簡易合併とは、吸収合併において存続会社の規模に比べて消滅会社の規模が極めて小規模である場合、存続会社の株主にとって影響が軽微と考えられるため、存続会社の株主総会の承認を省略できる合併をいいます。

具体的な要件は、消滅会社の株主に交付する存続会社の株式の数に1株当たり純資産額を乗じて得た額および存続会社の社債、新株予約権または新株予約権付社債の帳簿価額の合計額と存続会社の株式等以外の財産の帳簿価額等の合計額が、存続会社の純資産額の5分の1（20%）を超えない場合には存続会社の株主総会による承認を省略することが可能となります（会社796③）。なお、当該割合（純資産額の5分の1）は、定款で下回る基準を定めることができます。

ただし、次の条件に該当するときは上記の条件に該当しても存続会社の株主総会決議を省略することはできません（会社796③ただし書）。

① 消滅会社が債務超過の場合（会社795②一）

② 消滅会社の株主に交付する金銭等の帳簿価額が消滅会社の純資産を超える場合（会社795②二）

③ 存続会社が公開会社ではなく、消滅会社の株主に対して交付する対価の全部または一部が存続会社の譲渡制限株式の場合（会社796①ただし書）

④ 法務省令で定める一定数の株式を有する株主が吸収合併に反対の意思を通知した場合（会社796④、会社規197）

略式合併とは、特別支配関係にある会社間の合併で被支配会社の株主総会の承認を省略

できる合併です（会社784①・796①）。すなわち、被支配関係にある会社で株主総会を開催しても支配会社の意思どおりに議決されることが明確であるため、被支配会社の株主総会の承認を省略する合併です。

特別支配関係とは、ある会社が他の株式会社の議決権の90％以上（ただしこれを上回る割合を当該会社の定款で定めた場合はその割合）を保有している関係をいいます（会社468①）。

ただし次の場合には被支配会社での株主総会決議の省略は認められません。

① 合併消滅会社が被支配会社である場合

a 合併消滅会社が種類株式発行会社である場合で、合併対価等の全部または一部が譲渡制限株式等であるときは、吸収合併は、当該譲渡制限株式等の割当てを受ける種類の株式（譲渡制限株式を除く。）の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が2以上ある場合にあっては、当該2以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会）の決議が必要となります。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りではありません（会社783③、会社規186）。

b 吸収合併における合併対価等の全部または一部が譲渡制限株式等である場合であって、消滅会社等が公開会社であり、かつ、種類株式発行会社でないとき（会社784①）

② 合併存続会社が被支配会社である場合

a 存続会社等が種類株式発行会社である場合において、吸収合併は、種類株式（譲渡制限株式であって、定款の定めがないものに限る。）の種類株主を構成員とする種類株主総会（当該種類株主に係る株式の種類が2以上ある場合にあっては、当該2以上の株式の種類別に区分された種類株主を構成員とする各種類株主総会）の決議が必要となります。ただし、当該種類株主総会において議決権を行使することができる株主が存しない場合は、この限りではありません（会社795④）。

b 吸収合併消滅会社の株主に対して交付する金銭等の全部または一部が存続会社等の譲渡制限株式である場合であって、存続会社等が公開会社でないとき（会社796①）。

なお、簡易合併と略式合併は併用が可能ですので、例えば親会社が簡易合併の要件を満たす特別支配関係にある子会社を吸収合併する場合には、原則として親子会社とも株主総会の承認が不要となります。

4　合併のメリット・デメリット

企業統合の手法としての合併のメリット、デメリットは以下のとおりです。

(1) メリット

① 単体としての規模拡大が図れること（連結決算中心になったとはいえ単体としての規模は、各種の指標として未だ重要視されている。）

② 事業譲受や買収（株式の取得）と異なり現金を交付することが原則として不要であること（ただし、合併比率の調整として現金を交付する場合や、対価の柔軟化により存続会社、新設会社の株式以外を交付することも可能。）

③ 経営の統一、一体化が図れること

純粋持株会社や、子会社化に比べ経営の統一、一体化は同一の法人格のため図りやすいこと

(2) デメリット

① 消滅会社の事業をすべて引き継ぐため不要な事業も承継せざるをえないこと

② コンピュータシステムの統合などの初期投資が必要なこと

③ 従業員の融和、労働条件の統一などの調整に時間と労力を要すること

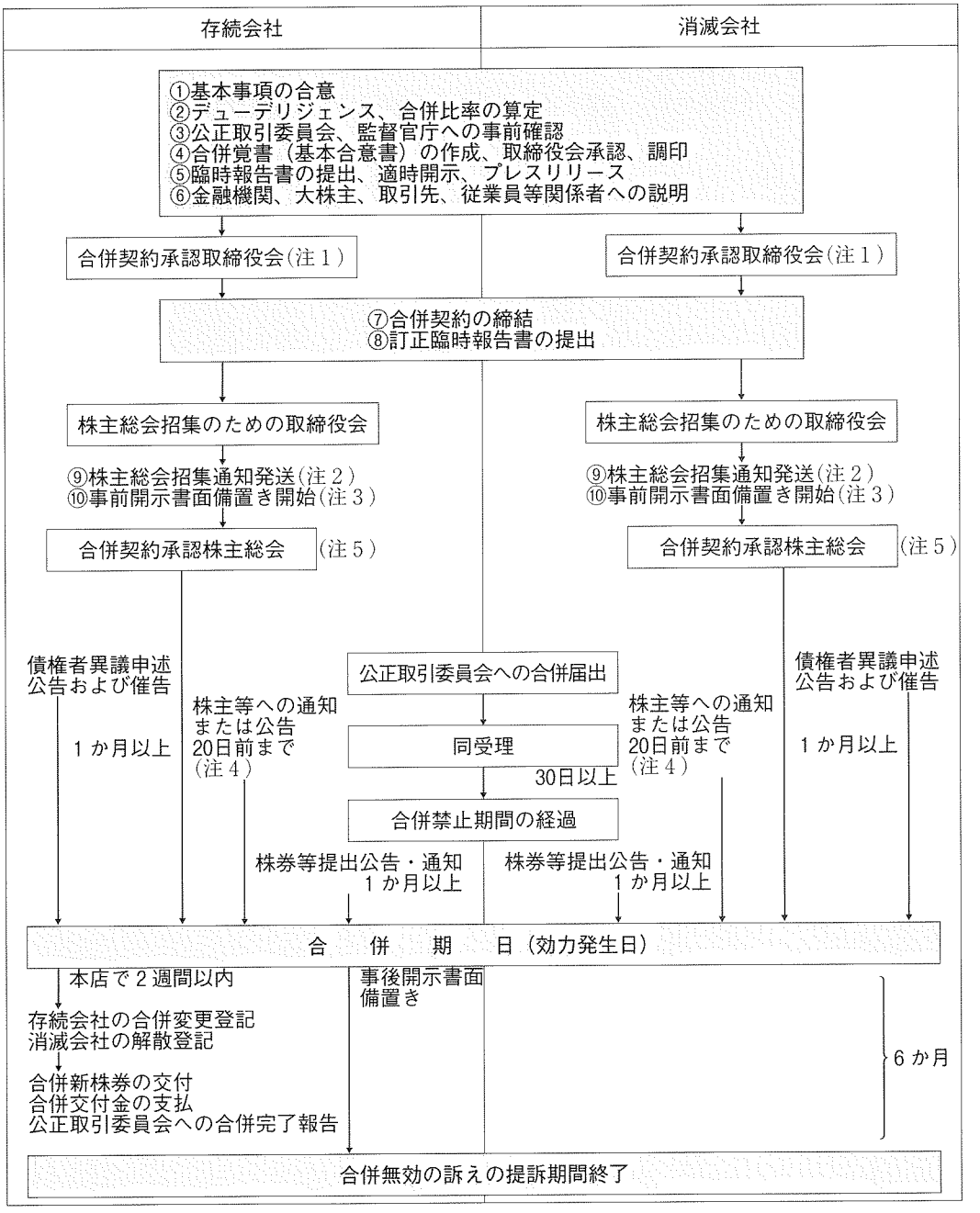
④ 消滅会社の許認可の再取得が必要なことが多いこと

⑤ 合併により消滅会社の株主が存続会社の株主となるため、中小企業等では株主間の紛争の元となること（ただし対価の柔軟化により存続会社、新設会社の株式以外を交付することも可能。）

第２　吸収合併の手続

以下では、取締役会設置会社である上場株式会社を想定して吸収合併の手続を記載しています。吸収合併により存続する会社を存続会社、吸収合併により解散し、消滅する会社を消滅会社と記載しています。

●　吸収合併のフローチャート



（注１）　合併承認株主総会が臨時株主総会で、議決権を行使する株主を確定する必要がある場合は基準日を設定（取締役会で決定）し、基準日の公告を行います。
（注２）　合併契約承認株主総会の２週間前までに行います。
（注３）　次のいずれか早い日に行います。
①　合併契約承認株主総会の２週間前
②　反対株主の株式買取請求権に関する通知、公告のいずれか早い日
③　新株予約権者に対する通知、公告のいずれか早い日（消滅会社のみ）
④　債権者保護手続における債権者への公告、個別催告のいずれか早い日
（注４）　反対株主等の買取請求期間は効力発生日の20日前から前日までであり、効力発生日から60日以内に支払を行います。
（注５）　合併期日（効力発生日）の前日までに株主総会決議により合併契約の承認を行います。

● 吸収合併の日程(例)と作成書類

（３月末決算日の上場企業同士の合併で、１月の臨時株主総会で合併契約を承認し、合併期日は４月１日とした場合の例）

日　程	主要項目	手　　続	作成者等			作成書類等	関係法令等
			存続会社	消滅会社	株主等		
８月上旬まで	基本合意	基本事項の合意	○	○			
		デューデリジェンス、合併比率の算定	○	○			
		公正取引委員会、監督官庁への事前確認	○	○		事前相談資料	
		合併覚書の取締役会での承認調印	○	○		合併覚書（基本合意書）、取締役会議事録	会社362④
	公表等	臨時報告書の提出	○	○		臨時報告書	金商24の５④
		適時開示	○	○		適時開示書類	東規402①一k 東施417①八
		プレスリリース	○	○		プレスリリース資料	
		金融機関等への説明	○	○			
11月中旬	合併契約の締結	合併契約書の作成	○	○		合併契約書	会社748・749
		合併契約書の取締役会での承認	○	○		取締役会議事録	会社369
		合併契約の締結	○	○		訂正臨時報告書	金商24の５⑤
		プレスリリース	○	○		プレスリリース資料	
		臨時株主総会基準日公告（基準日の２週間前まで）	○	○		臨時株主総会基準日の公告	会社124③
12月上旬	合併承認株主総会	臨時株主総会基準日	○	○			会社124
		株主総会招集決定	○	○		取締役会議事録	会社298④・299①
		招集通知の発送	○	○		株主総会招集通知	会社299
		事前開示書面の備置き	○	○		事前開示書面	会社782・794
		株主等への通知または公告（効力発生日の20日前までに）	○	○		株主等への通知・公告	会社783·785·787·797
		合併反対株主等の書面による通知(注１)			○	合併反対通知書	会社785・797
１月下旬		株主総会(合併契約書の承認)	○	○		株主総会議事録	会社783①・795①
		債権者異議申述公告・催告	○	○		合併公告	会社789②・799②
			○	○		債権者異議申述の催告書	会社789②・799②
２月中旬		反対株主等の買取請求(注１)（効力発生日の20日前から前日まで）			○	株式等買取請求書	会社785·787·797

		公正取引委員会へ合併届出書提出	○	○		合併届出書	独禁15
		株券提出公告・通知（株券発行会社のみ）（注２）		○		株券提出公告	会社219①六
				○		株券提出不能につき異議申述公告	会社220①
３月上旬	上場申請	存続会社は、新株式上場申請（効力発生日の３週間前）（注２）	○			有価証券上場申請書（合併用）	東規301②
３月下旬	上場廃止	消滅会社は、上場廃止（効力発生日の４日前（休業日を除外する。）、同意書は確定後遅滞なく提出）		○		有価証券上場廃止同意書	東規601八 東施601⑦二ａ・604三
４月１日	合併期日（効力発生日）	新株券の上場（注２）	○				
		事後開示書面の備置き（効力発生日後６か月間）	○			事後開示書面	会社801
		合併変更登記、解散登記（本店は２週間以内、支店は３週間以内）	○			合併変更登記申請書	会社921・932
			○			合併による解散登記申請書	会社921・932
		公正取引委員会への合併完了報告書の提出	○			合併完了報告書	独禁手続７①
		税務関係の届出（合併後遅滞なく）	○			異動届出書等	

（注１）　存続会社の株主等は株主のみですが、消滅会社の株主等には新株予約権者（新株予約権付社債に付されたものの保有者を含む。）を含みます。
（注２）　合併により新たに上場すべき株式がある場合に限られます。

１　基本事項の合意から合併契約書の作成

(1)　基本事項の合意

合併当事会社同士で合併期日（合併の効力発生日）、合併当事会社のうちいずれを存続会社とするか、存続会社の商号、本店所在地等合併の基本事項を合意し、合併覚書ないし基本合意書として文書を作成します。なお、当事会社同士で機密情報を開示する場合は、秘密保持契約を締結します。

(2)　デューデリジェンスと合併比率の算定

デューデリジェンスとは、Ｍ＆Ａ等において相手会社の内容を調査する手続で、詳細調査ないし買収調査と訳されています。調査範囲は、財務（税務を含む。）、法務、ビジネス、環境、人事等が対象となります。このデューデリジェンスを踏まえて合併比率の算定が行われ、デューデリジェンスを行うことは経営者の経営判断の妥当性を確保する制度として一定規模以上の合併等では通常行われる手続です。なお、デューデリジェンスのタイミングは一般には基本事項の合意交渉中または合意後に行われます。また、一定規模以上の合併では、合併比率の算定も証券会社、監査法人等の第三者機関に依頼することが一般的です。

〔書式2〕　合併契約書（吸収合併）

合　併　契　約　書

A株式会社（住所：東京都○○区○○町1丁目1番1号。以下「甲」という。）およびB株式会社（住所：東京都○○区○○町2丁目2番2号。以下「乙」という。）は、合併に関し、次のとおり契約を締結する。

（合併の方法）

第1条　甲および乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する（以下「本合併」という。）。

（定款の変更）

第2条　甲は、本合併により、その定款を次のとおり変更する（下線は変更部分である。）。ただし、本合併の効力発生日前に開催される甲の株主総会の承認を得た上で変更するものとし、本合併の効力発生日に効力が生ずるものとする。

（目的）

第2条　当会社は次の事業を営むことを目的とする。

(1)　○○の製造および販売

(2)　△△の製造および販売

〔略〕

（合併に際して交付する株式数および割当てに関する事項）

第3条　甲は、本合併に際して発行する普通株式○,○○○株を、本合併の効力発生日前日の最終の乙の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する乙の普通株式1株につき甲の普通株式○株の割合をもって割当交付する。

（資本金および準備金等の額に関する事項）

第4条　本合併により増加する甲の資本金、資本準備金の額は、次のとおりとする。ただし、本合併の効力発生日における乙の資産および負債の状況等により、甲および乙が協議の上、これを変更することができる。

(1)　資本金

○,○○○万円

(2)　資本準備金

○,○○○万円

（合併承認総会）

第5条　甲は平成○○年○○月○○日に、乙は平成○○年○○月○○日に、それぞれ開催予定の臨時株主総会において、本契約書の承認および合併に必要な事項に関する決議を求めるものとする。ただし、合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙が協議の上、これを変更することができる。

（吸収合併の効力発生日）

第6条　合併の効力発生日は、平成○1年4月1日とする。ただし合併手続の進行に応じ必要があるときは、甲乙が協議の上、これを変更することができる。

（会社財産の引継ぎ）
第7条　乙は、平成○1年3月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算書類を基礎とし、これに本合併の効力発生日に至るまでの増減を加除した資産、負債および権利義務の一切を合併効力発生日において甲に引き継ぎ、甲はこれを承継する。
2　乙は、平成○○年4月1日から効力発生日に至る間の資産および負債ならびに権利義務の変動について、別に計算書を添付してその内容を甲に明示する。
（剰余金の配当）
第8条　乙は、平成○○年4月1日から平成○1年3月31日までの期間に係る剰余金配当に代えて、乙の株主総会の承認を得て、乙の株主に対して剰余金の配当を行うものとし、当該剰余金の限度額は○,○○○円とする。
（合併に際して甲に就任する取締役および監査役）
第9条　本合併に際して新たに甲の取締役および監査役に就任する者は、次のとおりとする。ただし、本合併の効力発生日前に開催される甲の株主総会の承認を得た上で就任するものとし、その就任すべき時期は本合併の効力発生日とする。
①　取締役
　○○○○
②　監査役
　○○○○
（取締役および監査役の退職慰労金）
第10条　乙は、乙の取締役および監査役に対し、前条により甲の取締役または監査役に就任するか否かに関わらず、乙の株主総会における承認を得て、乙の現行の役員退職慰労金に関する規定または基準に基づき、退職慰労金を支給するものとする。
（従業員の処遇）
第11条　甲は、本合併の効力発生日において、乙の全従業員を甲の従業員として引き継ぐものとし、その処遇については別途、甲および乙が協議の上、これを決定する。
（会社財産の管理等）
第12条　甲および乙は、本契約締結の日から本合併の効力発生日に至るまで、善良な管理者の注意をもって、それぞれ業務を執行し、かつ一切の財産を管理、運営し、その財産および権利義務に重大な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲および乙が協議し、合意の上、これを実行する。
（合併条件の変更および本契約の解除）
第13条　本契約締結の日から本合併の効力発生日に至るまで、天災地変その他の事由により、甲または乙いずれかの資産状態もしくは経営状態に重大な変動が生じたとき、または本合併の実行に重大な支障となる事態が生じたときは、甲および乙が協議し合意の上、本合併の条件を変更しまたは本契約を解除することができる。
（本契約の効力）
第14条　本合併は、本合併の効力発生日の前日までに、乙の合併承認総会の決議による本契約の承認または法令に定められた関係官庁の承認が得られないときは、その効力を失う。
（解散費用）
第15条　本合併の効力発生日以降において、乙の解散のために支出すべき費用は、すべて甲の負担とする。
（本契約に定めのない事項）
第16条　本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従って甲乙が協議の上、これを決定する。

本契約の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成○○年○○月○○日

甲　東京都○○区○○町１丁目１番１号
　　A株式会社
　　代表取締役社長　甲山　太郎　印
乙　東京都○○区○○町２丁目２番２号
　　B株式会社
　　代表取締役社長　乙山　次郎　印

作成上の留意点

吸収合併の場合の記載事項は以下のとおりです。

① 存続会社および消滅会社の商号および住所（会社749①一）

旧商法では絶対的記載事項ではありませんでしたが、通常合併契約書に記載されており、会社法では絶対的記載事項となっています。

② 合併の方法

絶対的記載事項ではありませんが、合併当事会社のうち存続会社となる会社、消滅会社となる会社を記載します。また簡易合併や略式合併によるときはその旨も記載します。

③ 定款の変更

旧商法では絶対的記載事項でしたが（旧商409一）会社法では絶対的記載事項でありません。通常合併に伴って変更される事項は以下のとおりです。

項　目	文　例
（存続会社の商号） 合併により新商号となる場合（英文を含む。）に変更されます。	第○条　合併の日をもって商号を○○株式会社と変更し、英文では○○と表示する。
（会社の目的） 消滅会社が存続会社の事業と別の事業を行っている場合等に追加されます。	第○条　甲は合併により甲の定款第○条（事業目的）の第１項に下記の事項を追加する。 (1)　○○事業
（本店所在地の変更） 合併に伴って本店を変更する場合に記載されます。	第○条　合併後の本店は東京都○○区○○町１丁目１番１号とする。
（発行する株式の数） 合併により存続会社の発行する株式総数を変更する場合に記載されます。	第○条　合併により、その発行する株式総数を○,○○○株増加し、その総数を○,○○○株とする。
（取締役および監査役の員数） 通常合併により員数の変更が必要となるため記載されます。	合併の日をもって取締役の員数を○名、監査役の員数を○名とする。

④　合併に際して交付する株式数および割当てに関する事項

旧商法でも株式について法定記載事項として規定されていましたが（旧商409二）会社法でも合併の対価に関する事項（会社749①二）、合併対価の割当てに関する事項として法定記載事項とされています。なお、合併対価の柔軟化により、株式以外の財産についても交付する場合は記載することが新たに定められました。なお、合併によって発行する株式数や交付する株式数に端数が生ずる場合は以下の文言を記載します。

> 2　甲が発行する株式数の合計に1株未満の端数株式が発生した場合には、これを切り上げることとし、乙の株主に対して交付する株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを一括売却または買受けをし、その処分代金に端数を生じた株主に対して、その端数に応じて分配する。

⑤　資本金および準備金に関する事項

旧商法でも増加すべき資本金の額および準備金の額として法定記載事項として規定されていましたが（旧商409三）、会社法でも法定記載事項とされています（会社749①二イ）。また、この算定方法については会社計算規則58条、59条に定められており、具体的な処理方法は、「企業結合に係る会計基準」および「企業結合会計基準及び事業分離等に関する会計基準に関する適用指針」に規定があります。

⑥　合併承認総会

旧商法では法定記載事項でしたが（旧商409五）、会社法では任意記載事項とされています。

⑦　吸収合併の効力発生日

旧商法では、合併期日（消滅会社の資産・負債および権利義務が存続会社等に引き継がれる日）を定め、絶対的記載事項としており（旧商409六）、合併の効力は合併登記によって生じるものとされていました。

会社法では、合併の効力は、合併登記の日ではなく、吸収合併契約書に記載した合併効力発生の日であるため、絶対的記載事項として記載することとなりました（会社749①六）。

効力発生日は、会社の決算との関係から期末日の翌日または中間期末の翌日が実務上多く、合併契約承認総会との関係でいえば、3月末日決算会社では、合併期日が期末日の翌日（4月1日）の場合は11月から翌年1月に臨時株主総会を開いて承認を行い、中間期末日の翌日（10月1日）の場合は、6月に開催される定時株主総会で承認される場合が多く見受けられました。なお、平成20年4月1日から四半期報告制度が導入されたため、上場会社では四半期決算日の翌日を合併期日とする会社が増加するものと考えられます。

⑧　会社財産の引継ぎ

消滅会社の存続会社に引き継ぐべき財産等や合併期日までの資産負債の増減明細書作成義務等を記載する場合があります。

⑨　剰余金の配当

旧商法においては、各会社が合併の日までに利益配当または中間配当を行うときはその限度額を絶対的記載事項として記載していました（旧商409七）。合併契約後に利益配当または中間配当をすることは、合併比率に影響するためその限度額を合併契約書に記載し、当事会社の承認事項とするものです。

⑩　合併に際して存続会社に就任する取締役および監査役

旧商法において絶対的記載事項として定められていました（旧商409八）。

合併契約書において合併後の取締役、監査役が定められていないときには、存続会社の取締役、監査役がそのまま継続し、消滅会社の取締役、監査役はその地位を失うため、あらかじめ

存続会社の役員について合併契約書に記載し、存続会社および消滅会社の株主の意思を反映するものです。

⑪　消滅会社の取締役および監査役の退職慰労金

取締役および監査役の退職慰労金については、株主総会決議が必要とされますが、消滅会社については合併最終事業年度の株主総会は開かれないため、合併契約書に記載して株主の承認を得ようとするものです。

⑫　従業員の処遇

消滅会社の従業員の雇用関係は、当然に存続会社に引き継がれるとの考え方が一般的ですが、通常、その旨が合併契約書に記載されます。処遇については従業員とあらかじめ基本的な取扱いを定めておきますが、契約書では細目については協議事項として定めておくことが一般的です。

⑬　会社財産の管理（合併期日までの業務および財産の変動に関する事項）

合併契約書の承認は、合併期日前の事業年度の財政状態を前提としているため、その後に善管注意義務をもって業務を執行する旨や各当事会社の財産や権利義務に重大な影響を及ぼすおそれのある事項については双方協議する旨を記載する場合があります。

⑭　合併契約の変更および解除に関する事項

契約日から合併期日までに天災等により合併当事会社の財政状態、経営成績に重要な変動があった場合、合併条件の変更または解除ができる旨を記載する場合があります。

⑮　合併契約の効力発生に係る条件に関する事項

合併契約書は、株主総会の承認がなければ効力を失うため、その旨を記載し、また関係官庁の許認可が必要となる場合にその許認可が得られない場合契約が失効する旨を記載する場合があります。

⑯　解散費用に関する事項

合併により消滅会社の資産・負債および権利義務は存続会社に継承され、消滅会社は解散費用を負担しえないため、存続会社が解散費用を負担する旨を記載する場合があります。